

# 『唐鏡』考

——歴史物語としての側面をめぐって——

山田尚子

はじめに

『唐鏡』は、中国の歴史を和文で記述した歴史物語である。本作品には、中国の王朝の推移に従って、多くの故事が記述されている。嘗ての日本人にとつて、中国故事は、做すべき先例、規範であった。『秘府略』をはじめ、『世俗諺文』、『玉函秘抄』、『管蠡抄』、『明文抄』など、多くの類書が日本人によつて編み出されたのも、中国の故事や表現が權威をもつて日本社会に受け容れられていたためである。『唐鏡』という作品の著述も、日本人によるこうした類書編纂の営みの延長線上にあつたと考えられる。ところが、一方で『唐鏡』は歴史物語の形態をとつており、この点で先行の類書とは一線を画す。本作品に記述された中国故事の有り様については、平澤五郎氏の出典研究<sup>2</sup>があり、さらに、平澤氏によつて出典未詳とされた記述の多くについては、小田切文洋氏の研究<sup>3</sup>により、それらがいわゆる中国歴史記<sup>4</sup>と呼ばれる歴史理解に基づくものであつたことが明らか

かになっている。しかしながら、中で最も注目されるのは「この本には、単なる断片的な人物伝ではなく、大きな時代の流れの中に位置づけられた中国の政治家たちの言動が書かれている」という外村久江氏の指摘である<sup>5</sup>。本稿では、外村氏のこの指摘を踏まえ、本作品が歴史物語として書かれたことの意義と、そのように書かれた背景について検討し、さらに、本作品に見える黄帝と蚩尤をめぐる伝承（黄帝蚩尤説話）を取り上げ、中国の故事が日本において用いられる、その具体相を明らかにしてみたい。

## 一、〈鏡〉ということ

前述のように『唐鏡』は、中国の歴史を和文で記述した歴史物語である。「本朝書籍目録」仮名部に「唐鏡、十卷、茂範卿抄」とあることなどから、もとは十巻であつたと推測されるが、現存するのは巻一から巻六までの六巻である。著者とされる藤

原茂範(一二〇四—一二九四以後)は、南家藤原氏貞嗣流、従三位非参議経範の男、文章博士を経て、従二位非参議式部大輔に昇つた人物である。茂範は、建長五年(一二五三)から文永元年(一二六四)正月まで、宗尊親王の侍読として鎌倉へ祇候しており、『唐鏡』はその際の著作と推定される。執筆の対象については、或いは鎌倉の上層武士層(もしくはその子弟)、或いは宗尊親王など諸説あるが、鎌倉で執筆されたことからすれば、鎌倉の武士層が目を通した可能性は極めて高い。

『唐鏡』は、書名のとおり、いわゆる鏡ものの系列に属すると考えられる。本作品には序が付されており、そこには、大宰府の安楽寺に参詣した筆録者が、居合わせた二人の高僧(一人は宋僧、もう一人はその弟子で通訳の役を果たす)の語る中国王朝史を筆録した、という本作品の結構が説明されている。そして、こうした結構、いわゆる〈物語の場〉が、『大鏡』に做っているであろうことは、『大鏡』について夙に指摘される法華経との関連において、最も顕著に窺うことができる。『唐鏡』において、聞き手である筆録者が語りの場である安楽寺に参詣したのは、法華千部読誦の願を果たさんがためであつたし、語り手の僧の最も重要な属性である高齢さは、以下のように法華経に収斂される。

我は曠劫より法華に縁ありて、生々世々に値遇し、在々所々に敬礼したてまつる。宋朝の仏法おとろへて、此教を崇る人まれなるゆへに日本へわたりて、最前にこの寺へも

うでつるに、千部の読誦聴聞し侍つ。此経は不老不死の良薬なりとの金言誠実なれば、寿命長遠にして、顔色衰邁せず、蒼海の三たびまで桑田となりしを見侍りき。

さらに『唐鏡』は、〈鏡〉をめぐる觀念についても、『大鏡』を襲つたものと考えられる。日本人の〈鏡〉の觀念に、「百練鏡」や「貞観政要」などを通じて受容された中国の鑑戒思想、或いはそれを内包する中国的鏡鑑の觀念が深く入り込んでいたことを明らかにし、〈大鏡〉という題号が、作品の属性を忠実に反映して付されたものであつたことを論証したのは、森正人氏である。今日〈大鏡〉と呼ばれるこの作品(〈大鏡〉は本来の題号ではない)を享受した人々は、理知や規範や鑑戒としての歴史を現実社会を映し出す〈鏡〉として扱おうとする物語の意図を敏感に読み取り、これに後続するものも含め、歴史を語る物語を、やがて〈鏡〉という題号を以て呼ぶようになった。『唐鏡』の序の最尾、聞き手の筆録者と語り手の高僧との別れが記された後には、以下のようにある。

震旦の賢王聖主の御政、治世乱代のありさま、めでたきこともあり、あさましきこともあり。知らん人にかたり申まほしけれども、朝にきよて、暮にわする、老のならひなれば、つやくおほえ侍べらねども、百分が一端を春木にしるすこと、秋毫ばかりなり。才人のためには、嘲けられぬべし。児女子のためには、をのづからみとかれなん。古をもて鏡とする事ありとかやきこえたまひしかば、から

鏡とや申侍べき。

〔鏡〕を題号にもつ「唐鏡」は、「大鏡」に倣い、理知や規範や鑑戒としての歴史を〔鏡〕として記述しようと思圖したものであるであつた。

こうした鏡ものとしての「唐鏡」の属性は、同じように古（Ⅱ故事）の知識を提供する目的で作られた「玉函秘抄」や「明文抄」などの先行する類書と比較することで、実に鮮明に浮かび上がる。類書とは、原則として、立てられた部類（項目）に従つて出典ごとに記事を羅列したものである。それぞれの項目との共通性を除けば、記事同士は互いに何の関わりも持たず、その配列に内容的な脈絡はない。こうした類書のあり方に対し、歴史物語であれば、記事と記事、故事と故事とが繋がれ、歴史の流れが紡ぎ出されていなければならない。類書においては、収載された記事と記事との間に時間的な前後関係はない。類書は、いわば点（Ⅱ現在）の集積に過ぎず、いかに多くの点が集められたところで、それが線（Ⅱ歴史）になることはない。歴史物語においては、出来事は線として扱われる。線であれば、そこには因果関係や文脈が生じる可能性がある。また、類書にくらべて歴史物語のほうが撰者の歴史認識や編纂意図が反映されやすいといった違いもある。そこで、「唐鏡」が歴史物語であることの最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に据え、歴史的な文脈において故事を理解しようとしたことにあつたものと考えられる。

一方、「唐鏡」は、中国の歴史を扱うという点で、「大鏡」を含む他の鏡ものとは一線を画す。あらゆる面において中国が日本の模範であつたことからすれば、理知や規範や鑑戒として歴史Ⅱ〔鏡〕が持つ重みは、「大鏡」より「唐鏡」のほうが大きいものであつたかもしれない。そして、より重要なのは、「唐鏡」に記された中国史が、日本人にとつての（決して中国人にとつてではなく、あくまで日本人にとつての）〔鏡〕であつたという点である。すなわち「唐鏡」の中国史は、日本の現実に即した、それを獲得することが不可欠な、日本人のための知識であつたと考えられ、従つて日本に受容された中国故事の事態を極めて顕著に反映したものであつたといえよう。

## 二、「唐鏡」の見取図

「唐鏡」が日本人にとつての〔鏡〕として著述されたものであつたからには、その著述に際しては、大まかな文脈や構成を定め、その中で取り上げるべき故事を厳選する作業、すなわち物語の骨子を組み立てる作業が不可欠であつたに違いない。そして、結論からいえば、著者茂範がそうした面を参着したのが、著者の祖父が編纂した類書「明文抄」であつたと推測される。

「明文抄」は、藤原孝範（一一五八―一二三三）が編纂した類書である。茂範の祖父であつた孝範は、正三位非参議宮内卿永範の猶子で、大学頭、文章博士などを歴任し、正四位下に

至った人物である。「明文抄」の他に「秀句抄(擲金抄)」、「柱史抄」などがその著作として知られる<sup>⑩</sup>。「明文抄」は、抄一から抄五までの五巻に分れ、さらに天象、地儀、帝道(上下)、人倫、人事(上下)、神道、仏道、文事、武事、諸道、雑物、雑事の十二の部類が立てられる。「唐鏡」と「明文抄」との關係について最初に指摘したのは、小田切文洋氏である<sup>⑪</sup>。小田切氏は、「唐鏡」の記述と「明文抄」の記事とが多く一致することに注目し、「類書自体の持つ簡便な利用性からも、また祖父の撰述であるという、「唐鏡」作者自身の身近にあったということから、この「明文抄」が有力な資料として活用されていることは十分に考えられる」とした。確かに、両者には一致する箇所が多く見出され、「唐鏡」の著述に際して「明文抄」が用いられた可能性は極めて高いと考えられる。

ここで注目したいのは、「明文抄」帝道部に「唐家世立、唐帝王世立」として記された箇所である(以下、「唐家世立」とする)。この箇所は、続く「本朝世立」と合わせ、和漢の皇統、王系を年表形式で示した、いわゆる年代記の形態をもつ。本文の末尾に、「唐家世立」のうち、「唐鏡」との關係で問題となる帝王及び王朝の箇所を資料として掲出した<sup>⑫</sup>。資料の中で、傍線を付した箇所は、「唐鏡」に同様の記述が見える箇所である(ただし、数字に異同あり)。一見して「唐鏡」が「唐家世立」と密接な關係を持つてることが窺われる。最初に言及したいのは、資料の中で\*で示した箇所、すなわち以下のように

ある箇所である。

已上謂之十二諸侯、周末封之後為六國、各稱王。謂之戰國。或又加秦為七雄。周末秦初有之。秦始皇悉滅六國為三十六郡<sup>⑬</sup>。

この記事は、その前に記された十二諸侯と六國の図に付随して、その図の解説として記されたものであろうが、「唐鏡」は、この記事をほぼそのまま和文に換えて記述している。

この周の時に、十二諸侯とてありしを、御すゑになりては、をの六國と号して王と稱しき。これを戰國とも申き。或は秦を加て七雄ともいひき。周のすゑ、秦のはじめに、をのく王たりしが、秦始皇のためにぞほろぼされて、三十六郡となりし。(卷二)

さらに注目されるのは、「唐鏡」が記述する中国史の範圍と「唐家世立」の記述範圍とが一致するという点である。資料からわかるように、「唐家世立」は天皇氏に始まり、宋王朝で終わる。一方、既述のように、現存する「唐鏡」は卷六までであり、東晋恭帝二年までの記述しか見ることができないが、以下の序の記述からすると、本来は、宋王朝太祖皇帝建隆元年までの記述されていたものと推測される。

伏羲氏より以往は、天地の始、盤古王九万八千歳、その次、天皇氏、地皇氏、各一万八千歳、人皇氏、四万五千六百歳、その世々は幽邈にして、つばひらかならずとて、伏羲の御時より、當時の宋朝のはじめ、太祖皇帝建隆元年、庚申年

まで、一万五千一百三十二年のあひだのことをかたり給に、また「唐鏡」は、作品全体にわたる記述の厚薄についても、「唐家世立」に一致する。「唐鏡」の記述の厚薄については、以下のごとき、平澤五郎氏の明確な指摘がある。

巻六に入ると、一転して唐鏡は簡約な帝紀の抜萃となつて、前巻までの如く、史話に変化は乏しくなつて来る。巻六の一卷に、三国・東西晋を併せ収録しているのを見ても、それが判る。如何なる事情かは俄かに知るべくもないが、その依拠した資料の扱い方は前巻迄に比し、かなり杜撰のよゝうに思われる。

確かに巻五以前に比べ、三国東西晋の歴史を記述する巻六には、故事らしい故事があまり見え、時間軸に沿った記録の羅列に終始しているように見える。一方、三国東西晋については、「唐家世立」においても記事が乏しく、五徳、建国、存続期間程度の情報しか記されていない。「唐鏡」の著者茂範は、「唐家世立」の記事から、この時期の中国史を詳述する必要性を認めなかったのではないだろうか。

さらに、「唐鏡」には、中国の王朝と日本の天皇の治世とを年の上で対照させ、ある王朝の元年が本朝の天皇の何年に当たるかを記す記述が見えるが、この和漢の年に関する「唐鏡」の記述もまた、「唐家世立」にはほぼ一致する。

以上の検討から、「唐家世立」が、「唐鏡」という歴史物語の構成や文脈、取り上げるべき故事などを大まかに示す、いわば

見取図のごとき役割を果たしたのではないか、という推測を立てることができる。ただし、「唐家世立」の記事の中には、「唐鏡」の記述の直接の典拠となつたものもあるけれども、多くの記事は、王朝ごとにその主な出来事を見出しのような形で列挙したもので、「唐鏡」の記述を「唐家世立」の記事だけで作成するのは不可能である。従つて「唐家世立」は、あくまで取り上げるべき話柄を選定するための見取図に過ぎず、多くの場合、記述自体の典拠は、別に存したものと考えられる。例えば、以下の「唐鏡」の記述について、「唐家世立」の案の箇所「第五主二世皇帝之時、丞相趙高獻鹿謂馬」とあり、この「唐家世立」の記事に従つてこの故事が「唐鏡」に取り上げられたものと推定される。しかしながら、「唐鏡」の本文自体は「史記」始皇本紀などを典拠としたものと考えられ、少なくとも「唐家世立」のみでは著述できない内容を含む。

世をみだらんとおもふに、群臣のきかざらん事を、ちて、人の心をみんため、鹿を二世にたてまつりて、馬と申す。二世わらひて、丞相あやまれり。鹿をいひて馬とすとて、左右にとひ給ふに、なにと申さぬものもあり、また、趙高に阿て、馬と申すものもあり。鹿と申ものをば、趙高罪にあてつ。いよく群臣趙高をぞおちをせし。(巻二)

「唐鏡」という歴史物語の著述に際し、著者茂範は、「唐家世立」という見取図に従い、中国史の範囲を定め、記述の多寡を判定し、故事の選定を行ったのであらう。茂範が、歴史物語を

以て中国故事の知識を提供しようと思いつき、その後、祖父孝範の「明文抄」に「唐家世立」という年代記を見出したものか、「唐家世立」を先に見知っていて、そこで歴史物語という形態に思い至ったものか、そのいずれかは判らない。ただし、「唐鏡」の歴史物語という形態と「唐家世立」の年代記という形態とが、密接な関わりを持っていたことは間違いない。増田欣氏が指摘するように、茂範の死後間もない十四世紀初頭に成立した「仁寿鏡」が、既に「唐鏡」を引くという事実は、歴史物語としての「唐鏡」と年代記との密接な関係を如実に示すものだといえよう。

### 三、黄帝蚩尤説話の変容

—蹴鞠の由緒として—

ここで、「唐鏡」に以下の如く見える、黄帝と蚩尤をめぐる伝承（以下、黄帝と蚩尤をめぐる伝承を大まかに黄帝蚩尤説話と称する）に注目したい。

①常兵をもて營衛とし給ひ、すべて五十二戦とぞうけたまはりし。蚩尤と天下を争給しに、蚩尤は銅頭鉄身にして、弓刃も其身を害することあたはざりしかば、黄帝、天に仰て誓てのたまはく、我必ず天下に王たるべくは、蚩尤を殺給

へと。その時に、玉女天より降来て、返問馬歩す。蚩尤が身、湯の沸がごとくして、正月十五日にぞきりころざれける。その首はのぼりて天狗となり、その身はふして地靈となる。蚩尤は天下の怨賊なるゆへに、それよりのち、歳の首には其靈を射る。的は蚩尤が面目也。毬は蚩尤が頭なり。これによりて射蹴る也。

(卷一)

この記述を分析するために、まず考慮しなければならないのは、「明文抄」との関係である。前節では、「明文抄」の中で、いささか特異な趣きのある「唐家世立」の記事に注目したが、「唐家世立」以外の、本類書の大半を占める引用章句の箇所においても、「明文抄」の記事と「唐鏡」の記述とが一致する箇所は、実に五十箇所以上に及ぶ。果たして前掲①の黄帝蚩尤説話もまた、以下のごとく「明文抄」に見える。

②正月十七日、結射何。伝云、昔黄帝、為皇天下一時、蚩尤与黄帝争天下。蚩尤銅頭鉄身、戰坂泉野、弓刃不能害其身。爰黄帝仰天誓云、我必王天下、殺蚩尤。時玉女自天降来、即返問馬歩。此時蚩尤身如湯沸、頭死也。蚩尤天下怨賊也。故歲首射其靈。国家村里皆可射結。邪氣不起也。的者面目、毬者蚩尤頭也。因之射蹴也。十節記

〔明文抄〕帝道部下

③昔黄帝伐蚩尤之時、以正月十五日伐斬之。其首者上为天狗也、其身者伏而成地靈也。本朝月令

〔明文抄〕帝道部下

黄帝蚩尤説話は、『史記』五帝本紀には以下の如く見える。

炎帝欲侵陵諸侯、諸侯咸歸軒轅。(中略) 以与炎帝戰於阪泉之野。三戰、然後得<sub>レ</sub>其志。蚩尤作<sub>レ</sub>乱、不用<sub>レ</sub>帝命。於是黄帝乃徵<sub>レ</sub>師諸侯、与蚩尤戰於涿鹿之野、遂禽<sub>レ</sub>殺蚩尤。

しかしながら、『唐鏡』の記述との関連という点からすれば、この『史記』の記述はまったく問題にならない。このほか、漢籍の中には、②、③以上に『唐鏡』の記述と近似するものを見出すことができない。従って茂範は、『明文抄』の②と③を仮名の文体に翻訳しつつ、両者を接合して一つの文章に仕立てたものと推測される。①における傍線箇所は②の傍線箇所を典拠とし、同じく①における波線箇所は③の波線箇所を典拠とすると考えられる。

ところが、ここには一つの問題が生じる。そもそも②と③は、②が『明文抄』の帝道部下に、③が帝道部に、それぞれ別に載るものである。さらに、それぞれの記事の末尾に注記されるように、②は「十節記(録)」を、③は「本朝月令」を出典とする<sup>④</sup>。そして、②と③は、年中行事書において、以下のごとく見えるものなのである<sup>⑤</sup>。

④十節記云、正月十七日結射。伝云、蚩尤与<sub>レ</sub>黄帝争<sub>レ</sub>天下。蚩尤銅頭鉄身、弓刃不<sub>レ</sub>能害<sub>レ</sub>其身。爰黄帝仰<sub>レ</sub>天誓云、我必王<sub>レ</sub>天下。殺<sub>レ</sub>蚩尤。時玉女自<sub>レ</sub>天降。持式「<sub>レ</sub>」即返閑禹歩。此時蚩尤武身如<sub>レ</sub>湯沸<sub>レ</sub>顛死也。蚩尤天下怨賊

也。故歲首射<sub>レ</sub>其靈、以鎮<sub>レ</sub>國家。凡村里皆可<sub>レ</sub>射結。邪氣不<sub>レ</sub>起也。的者面目也。毬者旨也。因射賊也。

〔年中行事抄〕正月「十七日射礼事」  
⑤月旧記云、正月十五日祭、日本博士中臣丸連張弓、林連佐比物、田辺史淨足等、去天平勝宝五年正月四日勘奏云、昔黄帝伐<sub>レ</sub>蚩尤之時、以<sub>レ</sub>此日<sub>レ</sub>伐<sub>レ</sub>斬之。其首者上為<sub>レ</sub>天狗也、其身者伏成<sub>レ</sub>地靈也。是以風俗此日亥時煮<sub>レ</sub>小豆粥、而為<sub>レ</sub>天狗<sub>レ</sub>祭於庭中案上。則其粥上凝時取、東向再拜。長跪服<sub>レ</sub>之、終年無<sub>レ</sub>疫氣也。

〔年中行事抄〕正月「十五日主水司献七種御粥事」すなわち、平安期以来、②は正月十七日に行われる射礼行事の由緒であり、③は正月十五日の望粥(七種粥)行事の由緒なのであった。

## 2

ここで改めて前掲①の『唐鏡』に記述された黄帝蚩尤説話に目を向けてみたい。①は、正月十七日の射礼行事の由緒であった②と、正月十五日の望粥(七種粥)行事の由緒であった③とを接合し、一つの文章に仕立てたものであることが判明した。ところが、接合されて出来上がった文章を見れば、射礼や望粥の由緒という本来の機能を失っていることがわかる。『唐鏡』においては、以下の如く、中国の故事を当時の慣例の由来とする記述をいくつか見ることができる。

○「黄」帝、鼻破鏡を羹にして、宴会るとき群臣に賜ふ。鼻は母を食ふ鳥、破鏡は父を食ふ獸なり。かやうのあしきものを、たちうしなはれんゆへなるべし。いまの世には、節會のとき鼻破鏡のかはりに、蛇の羹を臣下に賜とかや。

(卷一)

○孔子の御子伯魚むまる、時、魯の昭公、鯉魚をたまひき。

孔子、君の賜をよろこびて、やがて鯉と名けて、字は伯魚と申き。いまの世まで、産所へ鯉魚を送ことは、この故なるべし。

(卷二)

従つて、黄帝蚩尤説話の場合も、「明文抄」や年中行事書に倣い、本説話を射礼や望粥の由緒として記すのが最も自然なやり方であつたように思われる。一体なぜ茂範は、「明文抄」の二つの記事を一つに接合したのだろうか。

結論からいえば、その理由とは、茂範が黄帝蚩尤説話を蹴鞠の由緒として扱おうとしたためであつたと考えられる。この点を検証するために、「唐鏡」巻四の成帝についての記述を見てみたい。

⑥「成」帝蹴鞠をこのみ給。劉向と云人申さく、鞠は人体を勞し、人力を竭す、よしなしとして、其体を変じて、彈碁をつくりて、まいらす。その体、まことに蹴鞠の道なり。蹴鞠は、昔黄帝の造給へる也。兵勢によつてつぐられき。戦国

より起れり共申せり。高祖の父大公、武帝も好給し也。蹴鞠は兵勢よりおこれるゆへに、代々のあひだ、武勇の家、

ことにこれを好む。李將軍が射法にも、三十五篇に蹴鞠のやうのをせ、嫫姚將軍、霍去病も、鞠室を造て、このめりき。この蹴鞠の道は、師の弟子を拜するこそ、その儀興ある事なれ。諸道は弟子こそ師をば拜し侍るに、鞠道ばかりは、かやうなるなり。内法にぞ、灌頂の師の弟子を拜する儀有とかや。

(卷四)

「高祖の父大公」以下は出典が不明であるが、それ以前の傍線部分は、やはり「明文抄」の以下の記事を典拠とする。

⑦漢成帝好蹴鞠。劉向以爲、鞠勞人体、竭人力。乃變其体而作碁。今觀其道、蹴鞠道也。西京雜記。

〔明文抄〕帝道部上

⑧蹴鞠昔黄帝所造、本因兵勢而爲之。起於戰國。今人相承。清明日爲之。与碁同。劉向別錄。

〔明文抄〕諸道部

ここでも「唐鏡」の記述は、「明文抄」の二つの記事を接合して作られている。「唐鏡」の当該箇所は、前漢の成帝についての記述であるため、⑦を引くのは自然であろう。しかしながら⑧の黄帝の記事は、どうしてもここに引かねばならない記事ではない。しかも、⑦は「明文抄」の帝道部上の、⑧は諸道部の記事である。ここで⑧が引かれたのはなぜか。考えられるのは、①の黄帝蚩尤説話を想起させ、蹴鞠という技芸が黄帝の所産であることを強調するため、という理由である。そこで、改めて①を見れば、そこには、「的は蚩尤が面目也。碁は蚩尤が



頭なり。これによりて射蹴る也」とある。この記述を⑥の「蹴鞠は、昔黄帝の造給へる也。兵勢によてつくられき。戦国より起れり共申せり」と合わせ読めば、読者は、①を蹴鞠の由緒として理解することにならう。

3

実は、前に射礼の由緒であることを確認した②及び④の黄帝蚩尤説話は、中世に成立した蹴鞠書において、蹴鞠の由緒として引かれるものである。稿者は前稿で、黄帝蚩尤説話が日本に受容され、日本で行われていた技芸や年中行事の由緒として展開したその様相について検討した<sup>20</sup>。そこで論じたように、射礼の由緒であった黄帝蚩尤説話は、やがて毬杖の由緒へ、さらには蹴鞠の由緒へと、打毬という技芸を媒介として展開していったと考えられる。②及び④の黄帝蚩尤説話が蹴鞠の由緒とされるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるように、十三世紀成立の蹴鞠書には、黄帝蚩尤説話が蹴鞠起源説話として浸透していたその様相を窺うことができる<sup>21</sup>。

○示云、綽起自天竺<sup>22</sup>、梵網、涅槃兩經有之、震旦<sup>23</sup>八軒轅皇帝始此儀、彼皇為武王、計勇士之淺深、為<sup>24</sup>扱<sup>25</sup>逸才、專握<sup>26</sup>翫此事、而又化人采<sup>27</sup>可<sup>28</sup>罰<sup>29</sup>蚩尤之様<sup>30</sup>作<sup>31</sup>教、此時以<sup>32</sup>頭蹴<sup>33</sup>鞠、

〔革菊要略集〕卷三「軌儀」蹴鞠起事  
○問、煇鞠之所<sup>34</sup>表何様事哉、示云、表<sup>35</sup>陰陽之儀<sup>36</sup>、陰ハ

白色、陽ハ黄色也、是中央白色頭<sup>37</sup>修行門<sup>38</sup>之時、變<sup>39</sup>黄色也、故就<sup>40</sup>主<sup>41</sup>其季<sup>42</sup>、於<sup>43</sup>夏節<sup>44</sup>用<sup>45</sup>之<sup>46</sup>、又就<sup>47</sup>蚩尤之頭<sup>48</sup>有<sup>49</sup>其<sup>50</sup>所<sup>51</sup>表<sup>52</sup>歟、示云々、〔革菊要略集〕卷三「軌儀」鞠事

○夕云、鞠は黄帝蚩尤を罰せし時より、武士を練せしむがために作出せり、網は成湯夏桀が逆を平て、網を四方にはりて、誓て天下を治しよりこと、せり、鞠網ならびに治世術也、人に無左右語事なかれ。(内外三時抄)「鞠場篇」網

既述のように、「唐鏡」は、建長五年(一二五三)から文永元年(一二六四)までの間、著者茂範が宗尊親王の侍読として鎌倉へ祇候していた時期の著作だと考えられる。この時期、鎌倉では、関東祇候廷臣である難波、飛鳥井の両家が指南役を務め、武士の間で熱心に蹴鞠が行われていた<sup>22</sup>。増田欣氏は、「唐鏡」の執筆時期をめぐって、⑥の成帝の記述を掲げて以下のごとく述べている。

その(「蹴鞠の、稿者注)起源などを詳しく述べており、しかも、「武勇の家」を対象として説いていると思われるふしがあり、かつ、「当<sup>53</sup>武家憲政之時<sup>54</sup>、宜<sup>55</sup>有<sup>56</sup>文道尊崇之化<sup>57</sup>」(茂範款状「可<sup>58</sup>被<sup>59</sup>崇<sup>60</sup>文道事<sup>61</sup>」)と主張する文儒の立場から、蹴鞠が殊のほか愛好される風潮を皮肉る口吻が感じられるのである<sup>23</sup>。

確かに⑥の記述からは(そこに皮肉が読みとれるか否かはおくとして)、蹴鞠について積極的に記述しようとする著者の姿勢を窺うことができる。そして、そうした姿勢は、「唐鏡」が

執筆された当時の鎌倉における蹴鞠の盛行と無関係ではあるまい。また、村戸弥生氏が指摘するように<sup>26</sup>、黄帝蚩尤説話が蹴鞠の由緒とされるようになったのは、院政期以降、蹴鞠の社会的地位が上昇し、家職化のために理論武装をしなければならぬ必然性から、他の技芸の由緒であった黄帝蚩尤説話を付会したものと考えられる。従って、蹴鞠という技芸を家職として担う側からすれば、ことあるごとに、繰り返して、黄帝蚩尤説話が蹴鞠の由緒であると説き、その説を公卿、武家の両社会に定着させていく必要があったものと考えられる。恐らく、前掲の蹴鞠書に代表されるように、「唐鏡」が執筆された十三世紀当時の鎌倉の蹴鞠界にあつては、黄帝蚩尤説話が蹴鞠の由緒である、盛んに主張されていたに違いない。①の「唐鏡」の記述は、こうした鎌倉の蹴鞠界の動向に茂範が歩調を合わせた結果であつたとも考えられる。

4

「唐鏡」において、黄帝蚩尤説話は、射礼や望粥の由緒であることを止め、蹴鞠という技芸の由緒となつた。いわば、黄帝蚩尤説話という故事の機能が、ここで変換したことになる。そして、この変換には、本作品が成立した鎌倉という場の状況が大きく働いたと考えられる。つまり、「唐鏡」における黄帝蚩尤説話は、故事を用いる側の事情によつて故事の機能が容易に変換するという現象の好例であり、さらに、故事の機能が変換

するその過程の実際を如実に窺うことができるという点で貴重だといえる。

そして、ここで確認したいのは、こうした故事の機能の変換は、歴史物語という本作品の形態に負うところが大きいという点である。嘗て、「唐鏡」の典故研究を行った平澤五郎氏は、本作品の本文について、以下のように述べた。

唐鏡の典故は、杜撰な調査にもかかわらず、その殆んどを手近に見出す事が出来る。然るべき者の手により精査すれば、その未詳の典故は更に完全に明らかとなり得るだろう。出典の範囲はそれほど広きに亘るとは到底思われない。編者はそうした資料から、各王朝帝王毎に、最も啓蒙的な事柄を抜き出し、編年的に繋ぎ合わせていったものである。そして、その抄訳にあたっては、抜萃部分は、原典そのままを忠実に和文化的な態度で持し、場合によっては寧ろ訓読に近き方法をも合せとつているものとみられ、その意味では、典故との結び付きは、より密接であり、より直接的であるといえよう。

確かに「唐鏡」の本文は、大体において原典に忠実であり、著者によつて大胆な変改を加えられた箇所はほとんどないものと推測される。このことは、「明文抄」の記事との照合作業を通して十分に首肯される。黄帝蚩尤説話の場合においても、茂範は、「明文抄」の記事を改訂したり、新たな情報を加えたりしたわけではない。しかしながら、出典を異にする二つの記

事を接合することによって、それぞれの記事が本来もっていたはずの機能を変換した。そして、こうした作為は、『唐鏡』が、漢文体の記事が出典ごとに羅列された類書のごとき形態の文献ではなく、和文で書かれた歴史物語であったことで可能になったものと考えられる。類書においては、原則として、出典ごとに記事が掲出されるため、ある文献を出典とする記事を解体し、それを別の文献を出典とする記事と接合するのは不可能である。類書において、二つの記事を関連づける手段として可能なのは、記事を並べて置くことぐらいであろう。しかも類書の記事の配列は、部類の立て方に大きな制約を受ける。記事同士を関連づけるのが困難であれば、そこには文脈が生じにくい。⑥の成帝の蹴鞠の記述は、成帝→蹴鞠→黄帝という文脈によって構成される。こうした記述の仕方は、『唐鏡』が歴史物語でなければ不可能だったであろう。

### おわりに

本稿では、『唐鏡』について、歴史物語という側面から考察を行った。既に言及したように、『唐鏡』が歴史物語であることとの最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に据え、歴史的な文脈において故事を理解しようとしたことにあったものと考えられる。そして、こうした試みは、世のうつりかわりとして、いわば、線としての歴史に対する関心と無関係ではな

いように思われる。

故事とは、本来、個々の点として機能し得るものである。例えば、漢詩文の修辭として故事を用いるのであれば、できるだけ多くの故事を知り、それを修辭として使いこなせることが重要で、それらを時系列に沿って理解する必要はない。稿者は以前、平安後期の対策について、論じることよりも故事の知識を披瀝することに主眼が置かれていたことを指摘した<sup>26</sup>。その故事の知識とは、僻地にある江湖の名や珍しい宝珠の形容など、多くの場合『藝文類聚』や『太平御覧』などの類書に見出すことができる、およそ実用的とはいいい難い知識までも含むものであった。こうした対策の有り様は、対策の対象であった文章得業生たちが備えるべき能力と密接に関わる。すなわち、当時の儒者にとつては、機知に富んだ美しい文章を作るために、できるだけ多くの故事や表現を獲得することが重要な課題だったのである。しかしながら、世の推移を測る指標として故事を用いようとしたときには、個々の故事を中国史の流れに即して理解する必要が生じる。如何に多くの故事を知っているかではなく、如何に故事を理解するかが重要な課題となるのである。

こうして見ると、『明文抄』という類書から『唐鏡』という歴史物語に至る道程には、決して小さくはない階梯があったものと考えられる。そして、茂範がそうした階梯を超えることができた背景に、鎌倉という場があったように思われるが<sup>27</sup>、この点については改めて考究が必要となろう。

【注】

- (1) 『唐鏡』の本文は、増田欣編「中世文藝叢書」8 松平文庫本唐鏡」(広島中世文藝研究会、一九六六年)による。
- (2) 平澤五郎「唐鏡の伝本及び出典考」(『斯道文庫論集』第四輯、一九六五年三月)。
- (3) 小田切文洋「唐鏡」における漢籍受容の一考察—中世日本の歴史叙述と漢文世界—(『国際関係研究』(『国際文化論』第二〇巻二号、一九九九年二月)、同「唐鏡」における漢籍受容の一考察(続)』(『桜文論叢』第五二号、二〇〇〇年八月)。
- (4) 黒田彰「中世説話の文学史的環境」(和泉書院、一九八七年)。
- (5) 外村久江「鎌倉武士と中国故事」(『鎌倉文化の研究—早歌創造をめぐって—』三弥井書店、一九九六年、初出は一九六六年)。
- (6) 藤原茂範の伝、『唐鏡』の執筆時期及びその対象などについては、主として以下の論考を参照した。前掲注(5) 論文、増田欣「唐鏡の成立」(『中世文藝比較文学論考』汲古書院、二〇〇二年、初出は一九六六年)、小川剛生「藤原茂範伝の考察—『唐鏡』作者の生涯—」(『和漢比較文学』第二二号、一九九四年一月)。
- (7) 森正人「(物語の場)と(場の物語)・序説」(『説話論集第一集 説話文学の方法』清文堂出版、一九九一年)。
- (8) 森正人「大鏡における(物語の場)と法華経」(『国語と国文学』第六七巻八号、一九九〇年八月)。
- (9) 森正人「世継の命と『百鍊鏡』—大鏡名義考—」(『和漢比較文学叢書』一四 説話文学と漢文学』汲古書院、一九九四年)。
- (10) 佐藤道生「『御金抄』解題」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三年、初出は一九九二年、一九九八年)。
- (11) 前掲注(3) 一九九九年論文。
- (12) 『明文抄』の本文は、遠藤光正「類書の伝来と明文抄の研究—軍記物語への影響—」(あさま書房、一九八四年)に影印された神宮文庫蔵写本による。ただし、同「明文抄の研究並びに語彙索引」(現代文化社、一九七四年)によって校訂を施した箇所がある。なお、神宮文庫蔵写本は「唐家世立、唐帝王世立」を「唐家卅云、唐帝王卅立」に作り、続群書類従本は「唐家卅云、唐帝王世立」に作る。諸本により訂す。
- (13) 前掲注(2) 論文。
- (14) 前掲注(6) 増田論文。
- (15) 『明文抄』の諸本は、「結射何」と同じく②中の「国家村里皆可射結」の「結」字をいずれも「騎」に作るが、「結」の誤写と判断する。
- (16) 『十節録』は、『本朝書籍目録』雑抄部に「十節録、一卷」と記されるもので、現存しないが、十節、すなわち十の節日についての由緒や沿革を記した書物であったと考えられる(大島幸雄「十節録(補遺・覚書)」『国書逸文研究』第九号、一九八二年)。「本朝月令」は、『本朝書籍目録』公事部に「本朝月令六卷、或四卷歟、記年中公事本縁、公方撰」とあり、十世紀半ば、朱雀朝において、明法博士惟宗公方が和漢の典籍・文書を引証して本朝の年中公事の由緒や沿革などを記した公事書である。現存するのは四月から六月までの一巻のみ(清水深「神道資料叢刊八 新校 本朝月令」皇学館大学神道研究所、二〇〇二年)。
- (17) ④は「年中行事抄」(続群書類従)のほか、「年中行事秘抄」(群書類

従本)、「陰陽雜書」に見え、⑤は同じく「年中行事抄」のほか、「年中行事秘抄」(群書類従本)、「師光年中行事」、「陰陽雜書」、「河海抄」に見える。なお、⑥が出典とする「月日記」は、「本朝月令」に先行する伏書。

(18) 西京雜記曰、成帝好蹴鞠。群臣以蹴鞠勞体、非至尊所宜。帝曰、朕好之。可拟以不勞者、奏之。家君作彈碁以獻。帝大悅賜青羔裘、紫絲履。以服朝謁焉。(「太平御覽」七五四、蹴鞠)

(19) 劉向別錄曰、蹴鞠者伝言黄帝所作。或曰、起戦国時記黄帝蹴鞠兵勢也。所以練武士、知有才也。今軍事無事得使。蹴鞠有書二十五篇。(「太平御覽」七五四、蹴鞠)

(20) 拙稿「黄帝蚩尤説話の受容と展開」(「東アジアの文化構造と日本的展開」北九州中国書店、二〇〇八年三月)

(21) 蹴鞠書の本文はすべて渡辺融・桑山浩然「蹴鞠の研究」(東京大学出版会、一九九四年)の翻刻に拠る。「革鞠要略集」は、飛鳥井教定(一一二〇)六六の教えを弟子(是空或いは是心法師)が弘安九年(一一八六)に著わしたもの。「内外三時抄」は、飛鳥井雅有(一一二四〇)一三〇二)が嗣子雅孝のために、その晩年著わしたものとされる。また、村戸弥生「鞠の三徳説話をめぐって」(「遊戯から芸能へ」日本中世における芸能の変容)玉川大学出版部、二〇〇二年、初出は二〇〇〇、二〇〇一年)によれば、宝治二年(一一四八)成立とされる難波宗教(一一二〇〇)七八の「一卷書」(宮内庁書陵部蔵)に「漢家者、黄帝平蚩尤、鎮世安国」とある。

(22) 前掲注(21)書参照。

(23) 前掲注(6)増田論文。

(24) 村戸弥生「打毬楽の変容」(「遊戯から芸能へ」日本中世における芸能の変容)玉川大学出版部、二〇〇二年、初出は一九九七、一九九八年)の参考文献(2)論文。

(25) 前掲注(2)論文。

(26) 拙稿「対策の変容―故事と論述―」(「和漢比較文学」第三七号、二〇〇六年八月)。

(27) 外村久江氏は前掲注(5)論文において、源頼朝や実朝をはじめとする武士たちが中国故事及び中国の歴史を重視したことを指摘し、その背景に、武士社会における新秩序の創造という政治的要請があったと論じた。

資料 「明文抄」抄一、帝道部上「唐家世立」

※( )内は割注。尚、書式は必ずしも元のとおりではない。

傍線は「唐鏡」と一致するもの。ただし数字に異同あり。

正 統天皇氏 (天地始分十三頭生。治天下「一万八千年」)

正 地皇氏 (十一頭。治天下「一万二千年」)

正 人皇氏 (九頭分治天下。共六十五代四万五千六百年。已上為之太古)

正 有巢氏 (治天下数百代并八万年。是時未有火食。茹毛。飲血。巢居穴处。

食草木实)

正 燧人氏 (治天下三万六千年。是時教人鑽木出火。始教民熟食)

正 大昊伏羲氏 (木樹(在位百十年。蛇身人首。是時始有甲曆書八卦。造書契。

作瑟。制嫁娶礼。分九州)

正 女鳩氏剛上 (在位百四十年。五代相承。都七千一百八十七。伏羲妹号女帝。蛇身人首。綉五色石補天。)

正 炎帝神農氏火德 (在位百四十年。八代相承。都五百二十年。人身牛首。種五穀日中為市。作酒。嘗百草除病。)

正 黃帝軒轅氏土德 (在位百年。始垂衣裳。作舟楫。杵臼。弧矢。服牛。乘馬。擗棟宇。蒼頡造字。隸首造算。奚仲造車。)

正 少昊金天氏金德 (已上謂之中古。在位百年。作樂。用度量。)

正 顓頊高陽氏水德 (在位七十八年。置三公。九卿。二十四司。有才子八人。号之八愷。)

正 帝嚳高辛氏水德 (在位七十年。有才子八人。号之八元。)

正 帝堯陶唐氏火德 (在位九十八年。眉有八彩。置諫鼓。造圓棗。尹壽作鏡。皋陶造獄。遭九年洪水。讓位于舜。)

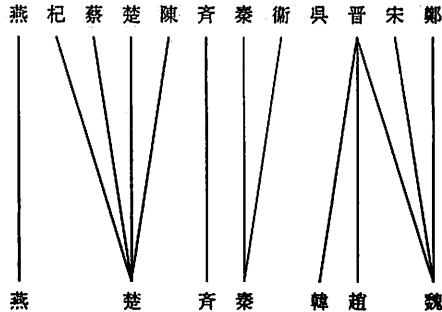
正 帝舜有虞氏土德 (在位五十年。重瞳龍顏。造五絃琴。)

正 夏金德 (帝禹受舜禪立國号。十七主四百三年。第十七主桀。乱政失國。殷湯囚之夏臺。)

正 殷水德 (帝成湯滅夏立國号。三十主六百二十九年。第三十主紂乱政失國。周武王伐之。)

正 周木德 (武王滅殷立國号。三十八主八百五十年。已上自夏至周。謂之三世。第四主昭王二十六年仙生。第五主穆王五十二年。仙涅繁。第十八主惠王十七年辛酉。当本朝神武天皇即位年。其以前本朝神代也。)

十二諸侯 六國



〔\*已上謂之十二諸侯。周末封之後為六國。各稱王。謂之戰國。或又加秦為七雄。周末秦初有之。秦始皇悉滅六國為三十六郡。〕  
秦不受五德。元年当本朝孝靈天皇三十六年 (昭襄王滅周遷九鼎。六君四十九年。)

第四主蜂準長目。滅六國始稱皇帝。造伝國璽。蒙恬造筆。是時沙門持來。佛教。始皇不信。金剛丈六人來。破獄門出之。仍佛法擁滞。及後漢之時也。第五主二世皇帝之時。丞相趙高獻鹿謂馬。)

正 漢火德。即位元年当本朝孝元天皇十五年。〔高祖滅秦即位。龍顏左股有七十二黑

子。十四主二百十四年。秦末与項羽五年之間争天下挑戰。遂滅項羽即帝位。第五主孝武帝之時。始有年号。建元。第十四主之時。王莽篡位十六年間号新室。〕

正 後漢同上。元年当本朝孝仁天皇五十四年。〔光武滅王莽即位。十四主百九十五年。

第二主明帝水平八年。帝夢金人仏法始来。漢末董卓発乱。曹操平之。因茲献帝讓位於魏。〕

正 魏土德。元年当本朝神功皇后二十年。〔文帝受漢禪。五主四十五年。〕

蜀。〔先主劉備自立。二主四十二年。〕

吳。〔太帝孫權自立。四主五十八年。〕

〔上魏蜀吳謂之三国。同時鼎立。〕

西晋金德。元年当本朝神功皇后六十五年。〔世祖武帝受魏禪。四主五十一年。第一主孝懷帝永嘉六年有大乱。〕

三主孝懷帝永嘉六年有大乱。〕

正 東晋同上。〔中宗元帝中興。九主八十年。其後二代為餘晋。并晋十五主百五十四年。〕

※ (中略) 現存「唐鏡」はこゝまで。

正 大宋金德。〔太祖孝皇帝。受大周禪。至本朝建久元年。十二代二百四十七年。元年当本朝村上天皇天德四年。〕

#### 〔付記〕

脱稿後、日向一雅「源氏物語「葦」卷の騎射と打毬」(日向一雅編「源氏物語重層する歴史の諸相」竹林舎、二〇〇六年四月)を知った。平安期における打毬について密な考証が為されており、打毬の實際を窺う上で大きな示唆を得た。

(やまだ なおこ) /

文学研究科第二九回修了・熊本県立大学非常勤講師)